

「法科大学院認証評価（追評価）」につき、「適合」との評価を受けました。

静岡大学法科大学院（大学院法務研究科）は、平成 21 年度実施の大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受けましたが、二つの基準を満たしていないとして、法科大学院評価基準に「適合していない」との評価がなされました。

この二点については、改善を行い、平成 22 年度実施の法科大学院認証評価（追評価）を受けたところですが、下記のとおり、平成 23 年 3 月 25 日、「適合」との結果が公表されました。

現在も様々な教学上の改善を進めているとことですが、引き続き、地域と連携し、地域から学び、地域に貢献することを目指し、地域を担うリーダー的な法曹実務家を養成するよう努力する所存です。

記

「静岡大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に関して、追評価において基準 3－3－1 及び基準 4－3－1 を満たしており、先の評価と併せて、法科大学院評価基準に適合している。」